監査委員公表第１号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する、第 199 条第１項及び第２項並びに第４項の規定に基づき実施しました監査について、その結果に関して講じた処理状況が管理者等から通知されましたので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 27 日

四日市港管理組合

監査委員　伊　藤　　隆

監査委員　竹　野　兼　主

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部総務課	実施年月日	令和６年８月２９日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
（１）コンプライアンスの推進及びハラスメント対策について 既に独自に研修を実施しているところであるが、建設工事発注事務に関するコンプライアンスの取組や組織内及び組織外からの各種ハラスメントへの対応については、四日市港管理組合職員全体の共通した意識形成と組織的な対応体制が徹底されるよう、さらに研修などを通じて進められたい。		（１）コンプライアンスの推進及びハラスメント対策について 公共工事等の発注事務にかかる綱紀保持及び県民・市民の信頼確保のため令和４年６月に制定した「四日市港管理組合発注者綱紀保持規程」について、より一層の公正性・透明性を図るため、令和７年３月に見直しを行うとともに、職員の意識向上のため発注担当職員向け説明会や発注にかかる不祥事発生防止をテーマとした職員間の意見交換を実施するなど、発注事務に関するコンプライアンスの取組を進めています。 また、ハラスメントへの対応については職員向け外部相談窓口を設置するとともに、これまでの外部講師によるハラスメント研修に加え、新たにハラスメント防止等をテーマに職員間の意見交換を実施するなど職員全体へのさらなる啓発を図っていきます。 令和６年１２月には、各所属長あてに一層の取組推進のための依命通知を発出しました。今後も、コンプライアンス推進及びハラスメント対策について、職員の意識向上を図るとともに、適切な対応がとれるよう取り組んでいきます。	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部企画課	実施年月日	令和６年８月１９日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
（１）四日市港の将来像に向けた計画について 令和６年３月に、概ね 30 年後を見据えた将来像とその実現に向けた取組をとりまとめた新たな「四日市港長期構想」を策定したが、四日市港管理組合では、「四日市港長期構想」及び「四日市港港湾計画」の目標を達成するため、４年毎の「四日市港戦略計画」を策定し取り組んでいる。新たな戦略計画策定にあたっては、国内・国外の情勢を踏まえ、「地域に貢献する、なくてはならない存在としての四日市港づくり」に向けた柔軟な取組に期待したい。		（１）四日市港の将来像に向けた計画について 新たな「四日市港戦略計画」の策定に際しては、「四日市港長期構想」で掲げた目指すべき４つの将来像「背後圏産業の持続的な成長を支えるみなと」「魅力にあふれ、人々が交流するみなと」「住民・産業を守るみなと」「自然とヒト・モノが共生するみなと」の実現を図るため、海外情勢等の影響によるサプライチェーンの変化、半導体をはじめとする背後圏産業の動向など、四日市港を取り巻く情勢の変化に対応した取組を進められるよう検討していきます。	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部振興課	実施年月日	令和６年８月２９日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
（１）ポートセールスの成果について 　ポートセールスについては、会社訪問に何回といった回数が成果ではなく、最終的に港勢がどれだけ伸びたのかという四日市港管理組合全体の成果につながるよう、データとして整理蓄積し、その活用を図るなど、予算の執行にあたっては、費用対効果に対する意識をさらに高めていただきたい。		（１）ポートセールスの成果について 　四日市港セミナーや企業訪問などにおいて、荷主企業に対し、四日市港の利用をより一層働きかけた結果、令和６年の外貿コンテナ取扱個数は 168,920TEU となり、対前年比 101.0％と増加しています。 　さらに、ポートセールス関係補助金における活用状況の詳細な分析や荷主企業の意見等を踏まえ、荷主企業四日市港利用支援事業補助金制度の拡充を図りました。 　引き続き、これまで実施してきた四日市港セミナー、船社・荷主への訪問、補助金の支給実績などから得られるデータを収集・分析し、ポートセールスの事業効果を検証することで、港勢の拡大につながる効果的なポートセールスの手法を検討していきます。	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 議会事務局	実施年月日	令和６年８月２７日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
（１）海外港湾事情調査について 　海外港湾事情調査については、その調査結果が四日市港の港湾行政を進める中で活かされるような活動となるよう、限られた予算の有効活用に努められたい。		（１）海外港湾事情調査について 　議員の海外港湾事情調査については、３月議会において派遣議員から調査結果報告書の提出があり、さらに議場にて口頭での報告を行っています。 　また、各議員からも一般質問の場において同調査の内容を取り上げるなど、調査結果が管理組合の運営の参考となるよう議会側からも発信及び検証が行えるよう努めているところです。 　引き続き、地方自治法第 100 条第 13 項の規定に基づく議員派遣として実施されていることを踏まえ、より有効的な予算執行となるよう努めます。	